

事業主の皆さんへ

学生の公平・公正な就職機会の確保に ご協力をお願いします。

新規学校卒業者の就職は、学生生活から新たに社会人生活に入る人生の大きな転機となるものです。これが、適切にできるかどうかによって、将来を左右することになります。

学生には多くの可能性があり、それを発揮できる職場への就職に向け日々チャレンジしています。こうした学生が、納得いくまで就職に挑戦できる環境を作ることが、就職後の若者のやる気にもつながります。

学生の他社への就職活動を強引に終了させ、学生が納得しないまま就職しても、学生側・企業側ともによい結果につながらない可能性が高いと考えられます。また、学生の就職活動の終了を強要することは、その企業のイメージ低下にもつながりかねません。

学生側にも節度ある就職活動が求められますが、企業の皆さんにも、学生が納得いく就職活動を行えるよう、就職機会の確保にご理解・ご協力をお願いいたします。



人材確保に熱心になるあまり、就職活動中の学生に対して、
次のような行為などを行わないようご留意ください。

- 自社の内々定と引き替えに他社への就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為
- 学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270731 派若01

ハローワーク等に寄せられた相談事例

社会経験が少ない学生にとって、企業からの強い働きかけは、相当のプレッシャーになります。学生への対応に当たっては、学生の自主性を妨げることがないよう、ご配慮をお願いします。

- 面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、辞退メールを送るよう強要された。
- 内々定時に、入社しなかった場合には損害賠償が発生する旨の記載がある「誓約書」や「入社承諾書」へのサインを強要された。
- 面接室で長時間にわたり拘束され、内々定を出すからこの場で決断をするよう執拗に迫られたが、1日だけ時間がほしいと理解を求め、その日は帰宅した。その後、面接室に拘束された際に相当怖い思いをしたことが原因で、内々定を辞退した。

**「就職問題懇談会」※では、平成27年度の就職活動について、次のような企業への要請をまとめています。
事業主の皆さまのご理解をお願いします。**

※「就職問題懇談会」とは、

文部科学省が事務局となり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織。

1 申合せ（平成27年2月25日・抜粋）

必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を行うこと
 - ② 正式内定開始前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求める
 - ③ 8月1日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること
 - ④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
- 等の学生等の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んでいただきたいこと。

2 緊急メッセージ（平成27年7月30日・抜粋）

8月1日（土）からの採用選考活動開始に際し、公平・公正な就職・採用活動が担保されるよう、以下の点を改めて企業に要請する。

- 学生を長時間拘束するような選考会や行事等の実施の自粛
- 学生に対し、正式内定開始日前に内定受諾の意思確認書類の提出を求める行為の自粛など